

秋田市公報

あきだ

第1124号

平成30年9月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

規 則

- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第34号） 1
- 福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第35号） 2
- 秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則（第36号） 2

告 示

- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第246号） 2
- 指定居宅サービス事業者の廃止について（第247号） 2
- 道路の区域変更および供用開始について（第248号） 2
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第249号） 3
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第251号） 3
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第252号） 3
- 平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第253号） 3
- 特定地域型保育事業者の確認について（第254号） 3
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について（第255号） 4
- 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定について（第256号） 4
- 平成30年度および平成29年度市民税・県民税納税・納税変更新知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第257号） 4
- 平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第258号） 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第259号） 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第260号） 4
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第261号） 4
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第262号） 5
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第263号） 5
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第264号） 5

- 秋田市議会定例会の招集について（第265号） 5
- 住民票の職権消除について（第266号） 5
- 平成30年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第267号） 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第12号） 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第8号） 6

公 告

- 放置自転車等の撤去および保管について 6
- 建築基準法による道路の指定について 6
- 農用地利用集積計画の縦覧について 7

上下水道局公告

- 受益者分担金の賦課対象区域について 7

規 則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の措置の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第24条第5号中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、同条第6号中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

第1条 福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条生活保護法関係の項第8号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同項中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「第55条の6第1項」を「第55条の7第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第55条の5第1項および第55条の6に定める進学準備給付金の支給に関する事項

第2条中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条生活保護法関係の項第15号中「法」の次に「第77条の2、」を加え、同項に次の1号を加える。

(18) 法第81条の3に定める情報提供等に関する事項

第2条中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係の項第12号中「法」の次に「第77条の2、」を加える。

第2条生活困窮者自立支援法関係の項第1号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項第2号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第3号中「第6条第1項第1号」を「第7条第1項」に、「の実施」を「および生活困窮者家計改善支援事業の実施」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「第6条第1項第4号」を「第7条第2項第2号」に、「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「子どもの学習・生活支援事業」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第9条に定める支援会議に関する事項

第2条生活困窮者自立支援法関係の項第6号中「第10条」を「第16条」に改め、同項第7号中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項第8号中「第15条」を「第21条」に改め、同項第9号中「第16条」を「第22条」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 法第23条に定める情報提供等に関する事項

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第2条中福祉事務所長に対する事務委任に関する規則第2条生活困窮者自立支援法関係の項第5号の改正規定（「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「子どもの学習・生活支援事業」に改める部分に限る。）は平成31年4月1日から施行する。

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市平和公園条例施行規則（昭和41年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中

面積6.0平方メートルのもの	486,000円
面積15.0平方メートルのもの	1,215,000円

を

面積6.0平方メートルのもの	486,000円
面積12.0平方メートルのもの	972,000円
面積15.0平方メートルのもの	1,215,000円
面積20.0平方メートルのもの	1,620,000円

に

改める。

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第246号

平成30年7月26日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

平成30年8月1日

秋田市長 穂 積 志
秋田市文化選奨

齊藤壽胤

民俗学の研究に努め書籍「あきた風土民俗考」を発表し、郷土の貴重な民俗文化を伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

久保田城址歴史案内ボランティアの会

記念誌「世紀を超えて—久保田城址（千秋公園）散歩—」を発表し、久保田城址の歴史と文化の魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年8月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人いづみ会	ウェルビューアイズミ老人デイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	平成30年7月31日	通所介護

秋田市告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月2日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧 新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
60357	旧	羽川長浜線	秋田市下浜 羽川字古堂 95番1地先 秋田市下浜 羽川字荒郷 屋94番1地 先	2,233.20	1.6 ~ 46
	新	羽川長浜線	秋田市下浜 羽川字古堂 95番1地先 秋田市下浜 羽川字荒郷 屋94番1地 先	2,300.00	1.6 ~ 46

2 区域変更および供用開始の期日

平成30年8月2日

3 縦覧期間

平成30年8月2日から同月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成30年8月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
社会福祉法人いすみ会	ウェルビュ－いすみ共生ディサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	平成30年8月1日	地域密着型通所介護
有限会社ケアサービスおちあい	デイサービスかんとう	秋田市檜山川口境11番17号	平成30年8月1日	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

秋田市告示第251号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年8月3日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地

石 川 世希子

ローソン 秋田土崎港西三丁目店

秋田市告示第252号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年8月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成30年7月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年8月21日から平成31年2月21日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第253号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年8月8日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第254号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の

規定に基づき、特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第53条の規定により告示する。

平成30年8月9日

秋田市長 穂 積 志

1 特定地域型保育事業所の種類、名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

- (1) 事業の種類 小規模保育事業
- (2) 事業所の名称 さくらんぼ保育園
- (3) 事業所の所在地 秋田市外旭川字前谷地53番地1
- (4) 事業者の名称 合同会社さくらんぼ保育園

2 1に掲げる事業者を確認した年月日

平成30年8月1日

秋田市告示第255号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同法第3項の規定により告示する。

平成30年8月10日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 1 名称
南部市民サービスセンター別館（多目的ホール）
- 2 所在地
秋田市牛島東六丁目4番5号
- 3 対象とする異常な現象の種類
 - (1) 崖崩れ、土石流および地滑り
 - (2) 地震
- 4 収容人数
121人

秋田市告示第256号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同法第2項の規定により告示する。

平成30年8月10日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称
南部市民サービスセンター別館（多目的ホール）
- 2 所在地
秋田市牛島東六丁目4番5号
- 3 収容人数
121人

秋田市告示第257号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称

平成30年度および平成29年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第258号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年8月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年8月23日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
168	いちご調剤薬局	秋田市川元山下町7番22号	株式会社至誠堂下山薬局本店代表取締役下山誠	平成30年9月1日

秋田市告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

平成30年8月23日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
190	ヒロコーディア薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	株式会社青龍代表取締役金子晴雄	平成30年7月31日

秋田市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同法第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のと

おり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	平成30年 8月1日
デイサービス かんとう	秋田市檜山川口境11番17号	平成30年 8月1日
ウェルビュ いすみ共生デ イサービスセ ンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	平成30年 8月1日
くりえいてい ぶらいふ和み	秋田市外旭川字三後田87番地6	平成30年 7月1日

2 変更

事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
ケアセンター ひばり	旧 秋田市茨島四丁目3番36号	平成30年 8月10日
	新 秋田市卸町五丁目14番10号	

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
ウェルビュ いすみ老人デ イサービスセ ンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	平成30年 7月31日
訪問看護ステー ションハート プレイス	秋田市桜一丁目9番13号	平成30年 8月31日

秋田市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人恭光 会 わだクリニッ ク	秋田市寺内字三千刈86番地3	平成30年 8月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
わだクリニッ ク	秋田市寺内字三千刈86番地3	平成30年 7月31日

秋田市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
金沢 淳平	ひがしどおり整 骨院	秋田市東通三丁 目9番31号	平成30年 7月26日
石崎 修一	(出張専業)	(出張専業)	平成30年 8月15日
相庭 一男	相庭指圧	秋田市八橋本町 五丁目6番23号 フラツツ八橋101	平成30年 8月20日

2 変更

氏 名	施術所の 名 称	変更事項（その他）		指 定 年月日
		変更前	変更後	
田口 大	こころも治 療院秋田	こころも鍼 灸・整骨院	こころも治 療院秋田	平成30年 8月1日

秋田市告示第264号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成30年8月27日

秋田市長 穂 積 志

医 师 名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
齋藤 純乃	秋田赤十字病 院	腎臓内科	じん臓機能障害

秋田市告示第265号

平成30年9月4日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成30年8月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第266号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年8月29日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住所	氏名
秋田市土崎港東二丁目13番15号 コーポ みちのく106	林 誠二
秋田市新屋南浜町4番45号 ビーハイブ B101	塚田 敏雄
秋田市飯島道東二丁目15番18号	細田 健治
秋田市東通館ノ越16番30号	越中 久

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市告示第267号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年8月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成30年度後期高齢者医療保険料納入通知書

教委告示

秋田市教委告示第12号

平成30年8月23日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年8月20日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝哉

農委告示

秋田市農委告示第8号

平成30年8月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年8月9日

秋田市農業委員会会长 佐々木 吉秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成30年度第5号）に関する件

公 告

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成30年8月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（89台）

追分駅前自転車等駐車場	11台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場	13台
土崎図書館前自転車等駐車場	6台
土崎駅前自転車等駐車場	12台
新屋駅前自転車等駐車場	20台
牛島駅東自転車等駐車場	5台
下浜駅前自転車等駐車場	1台
秋田駅東自転車等駐車場	11台
秋田駅西地下自転車駐車場	3台
アトリオん広場地下自転車駐車場	5台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	1台
四ツ小屋駅東自転車等駐車場	1台

- (2) 撤去し、保管した年月日

平成30年7月26日および同月27日

- (3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

- (4) 返還を行う時間および場所

ア 時間	午前9時から午後5時まで
イ 場所	秋田市が指定する各自転車等駐車場

- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年8月15日から平成31年2月15日まで

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日を除く。）

- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

- 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行

細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成30年8月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
東京都千代田区飯田橋四丁目3番8
株式会社日本ハウスホールディングス
代表取締役 成田和幸
- 2 道路位置指定箇所
秋田市八橋本町五丁目289番2および290番5
- 3 道路幅員
4.00メートル
- 4 道路延長
35.00メートル
- 5 指定年月日および番号
平成30年8月9日 第1号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年8月6日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

太平山谷字十三岱（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋 田 市 公 報

